

供給約款等以外の供給条件

(高速道路サービスエリア等における需要場所についての特
別措置〔電気自動車専用急速充電設備〕)

平成26年8月12日 実施

九州電力株式会社

平成 26 年 8 月 12 日 20140808 資第 2 号 認可

この需要場所についての特別措置（高速道路サービスエリア等における需要場所についての特別措置〔電気自動車専用急速充電設備〕）は、電気事業法第21条第1項ただし書の規定により供給約款等以外の供給条件として認可を受けたものであります。

1 電気供給約款（平成26年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）附則5（需要場所についての特別措置）(1)イに定める原需要場所（以下「原需要場所」といいます。）のうち、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)イに定める特例区域等（以下「特例区域等」といいます。）がある場合で、供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この供給約款等以外の供給条件の適用の申出の際現に供給約款附則5〔需要場所についての特別措置〕の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この供給約款等以外の供給条件の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)イ(イ), (ロ), (ハ), (ニ)および(ホ)のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)イにかかわらず、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

2 その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。